

郡内研究

第5号

甲府日記に見る御茶壺道中

鈴木茂治

— 甲府日記 —

国立公文書資料館内の内閣文庫に、甲府日記（全十二巻）が所蔵されている。この日記は、甲府藩主で甲府宰相といわれた徳川綱重の江戸桜田邸（綱重の江戸屋敷は江戸城下の桜田にあった）における公用日記である。

綱重は慶安四年（一六五二）四月に、甲斐国笛吹川以西と駿州富士郡内を所領として甲府城主となり、延宝六年（一六七八）九月に三十五歳で没し、遺領二十五万石は嫡子綱豊が十七歳で襲封した。この綱豊は宝永元年（一七〇四）に五代将軍綱吉の養嗣子となって家宣と改名し、翌年五月には六代将軍に就任している。これにより甲府徳川家は、慶長八年（一六〇三）に徳川義直が城主となつて以来、忠長・綱重・綱豊と続いたが、その家門大藩（甲府家は館林家とともに将軍家光により創設されたものであり、尾張・紀伊・水戸の御三家への両家

を加えて五卿とも称し、また、甲府・館林の二卿を両様ともいって格式が高かつた）は終わりをつけた。

甲府藩は、歴代藩主が将軍連枝であったため、甲府城には在城せず、城代以下の家臣団が甲府領を支配し、江戸の藩邸にも家老以下の家臣団が組織されるという、二重構造の大藩であった。

この甲府日記は、綱重の在任期間一十七年のうち、着任二年めの慶安五年（一六五二）から、晩年の延宝三年（一六七五）までの間、断続一年間の記録である。一年一冊、藩邸桜田屋敷における甲府藩の人事・涉外・経理・式典・治安等じつに雑多な事項が、丹念に書き綴られている。現存十二巻の年次は次のようになっている。

甲府日記	一 慶安	五年（一六五二）	自八月	至十一月
"	"	"	二 寛文	四年（一六五四）
"	"	"	三	五年（一六五五）
"	"	"	四	六年（一六五六）
"	"	"	五	七年（一六五七）
"	"	"	六	八年（一六五八）
"	"	"	七	九年（一六五九）
"	"	"	八	九年（一六六〇）
"	"	"	九	十年（一六六一）
"	"	"	十	十年（一六六二）

甲府日記 九 寛文 十一年(大正)自正月至十一月
" 十 " 十一年(大正) " "
" 十一 延宝 二年(大正)自九月至八月
" 十二 " 三年(大正)自正月至八月
この内閣文庫蔵本は原本ではなく、じつは、甲府藩消滅百年後の享和三年(一八〇三)に筆写された写本である。そのことは、第一巻冒頭の次の前書きによつて明らかである。

予嘗て甲府君の家史若干巻を写す。然れども百余年を経て残闕少なからず。誠に長歎すべしと雖も、亦、時勢の昇降、事実の簡煩を知るの用も、亦、少なからず。且、復び得難きの史也。後世慢りに門外に出すこと勿れと云う。

享和三年八月 忠英誌(慶安五年・甲府日記)
これによれば、この日記はもともと毎年書かれていたものようである。それが百余年間の有為転変のすえ、じいをどのようにこの十二冊だけが残されて、忠英という写本家の知るところとなつたのか。少なくとも、この写本の欠年分(承応一・三、明暦元・三、万治元・三、寛文元・三、延宝元年)ぐらいは、当初存在していたよ

うな書きぶりである。また、原本の筆者は、桜田邸内のどのような職の者であったか、それは一人で認めたか、複数人での記録か、一切が不明である。さらに、写本の筆者忠英とは、かつて甲府家の家史も筆写したことのある甲府勤番支配、奥田八郎右衛門忠英のことかも知れない。

いわば、この写本は不完全の記録であり、他の原本の散逸が惜しまれる。そのためかどうか、『甲府市史』でもこの日記はあまり重視してはいないようだ、わずかに、『通史編・近世I』第一章の中の「甲府城の修復工事」の中へ、数行採用しているだけである。

ところが、この現存日記には、郡内研究にとって見落としきれない貴重な記事が残されていたのである。それは、宇治への御茶壺使派遣と、谷村への御茶壺保管など、いわゆる「御茶壺道中」に関する記録である。以下この貴重な記録を内容ごとに分類して、逐次考察してみることにする。

二 宇治御茶壺使の任命

御茶壺関係の記事が出てくるのは、第一巻寛文四年の

日記からである。以後、延宝三年の最終巻まで毎年記載されている。しかし、なぜか第一巻の慶安五年日記には、何も出ていない。その謎はあとで考えるとして、先ずは順を追つて関係事項を拾い出してみる。最初に目につくのは、宇治へ遣わす御茶壺役人のことである。

△寛文四年▽ 四月十一日 晴天

一二ノ間食給所にて、森山理右衛門・本庄伊兵衛宇治

へ御茶為詰遣候、為路金両人へ金五両宛、御伝馬

一疋つゝ、御扶持方一俵被下候(甲府日記1)

この正使森山・本庄両人の役職は御徒目付で、このほかに御小人目付二人も随行したことが後に出てくる。

△寛文五年▽ 四月七日 終日曇
一宇治へ被遣候御徒目付・小人目付へ、被下もの

金五両ツ、田村十郎右衛門・富永五左衛門

金壹両宛 小人目付両人

右は、今度宇治へ参り候御徒目付両人は、御伝馬一

疋ツ、御扶持方一俵被下小人目付両人へ、御伝

馬半伝馬、御扶持方は御定之通一俵四人扶持被下旨、若狭守、一二ノ間食給所にて被申候(甲府日記1)

給付金品のうち小人目付の半伝馬というのは、二人で一疋ということである。若狭守とは桜田邸家老三人のうちのひとり諷訪若狭守頼郷のことである。

△寛文六年▽ 四月二十七日 雨

一宇治へ被遣御徒目付等へ被下物

金五両ツ、島山小左衛門・上野利兵衛

右御納戸口ニテ、淡路守被申渡

金一両ツ、小人目付式人

右同断、横地喜右衛門申渡之(甲府日記4)

淡路守とは桜田邸家老衆のうちの島田淡路守時之である。

横地は桜田邸重臣目付衆のひとりであろう。

△寛文七年▽ 三月二十九日 隆、再雨

一宇治へ如例年御壺被遣候ニ付、御徒目付両人・小人

目付両人被遣候義、則出御納戸口、御徒目付へ御暇、并被下物之儀、淡路守申渡之、土屋安大夫出席

金五両づつ 村山五郎右衛門・牧野孫七郎
同壹両づつ 小人目付両人

小十人目付へ被下物義は、土屋安大夫申渡之由、御玄関番式人・中ノ口門番一人・御土蔵番老人・不明口門番老人、右之者共御振廻可被下旨、淡路守、土

屋安大夫へ被申渡之、則明朝日より給候様ニと、御賄方へ申渡之由也（甲府日記五）

土屋は前記横地と同じ目付衆であろう。人は小人の誤記であろう。玄関番以下各番人への振舞（給付）は、宇治御茶壺に関するものかどうか不明である。

△寛文八年▽ 四月十五日 晴、晚景陰天
一宇治へ御茶壺宰領被遣之御徒目付、御暇付、路金被下之覚

金五両宛 金子八大夫・田谷久右衛門

右二ノ間御納戸口ニて、若狭守申渡
金壺両宛 御小人目付二人

右の通被下之由、若狭守、土屋安大夫へ可申渡由ニ
て、被下伝之（甲府日記六）

天候の晩景とは夕方のことである。土屋は、小人目付係り続任である。

△寛文九年▽ 四月十五日 晴・南風

一宇治へ御壺為宰領被遣御徒目付、御暇付、路金被下之覚

金五両ツ、磯谷九郎右衛門・小島喜兵衛

右二ノ間於御納戸口、壹岐守被申渡之

金一両ツ、小人目付一人

右之通被下之旨、主水、当番之目付中へ被申渡之
府日記七

柏屋も前記目付衆のひとりであろう。

△寛文十年▽ 四月十日 晴
一宇治へ御壺為宰領被遣御歩行目付、御暇被下之次第

一金五両

永田善左衛門

一同断 村山五郎右衛門

右御納戸口へ、諏訪主水出座有之、被申渡之
一金壺両宛 小人目付兩人

御歩行目付とは御徒目付のことである。諏訪主水とは諏訪備前守頼音のことである。前記家老父諏訪若狭守死去のためその後嗣である。また、村山は寛文七年に一度勤めているので、再任である。

△寛文十一年▽ 四月十一日 雨

一宇治へ如例年御壺被遣之付て、御徒目付武人・御小人目付武人被遣之、則出御納戸口、美作守被申渡、被下物有之次第、横地喜右衛門出座也

右之通被下之由、壹岐守、柏屋八兵衛へ被申渡（甲府日記八）

牧野も寛文七年以來の再任である。小田切・青山はこの時の当番目付であろう。このように、宇治への御茶壺使は、毎年四月、正使に御徒目付二人、副使に小人目付二人が任命されている。手当として、正使に五両、副使に一両が支給されているが、これも毎年変わっていない。

三 茶師衆への書状

金五両ツ、鳥山小左衛門・安田新五左衛門

右は、播磨守被申渡之

金壺両ツ、御小人目付武人

右は、御目付中被申渡之（甲府日記十）

鳥山は寛文七年以來の再任である。播磨守とは、寛文十年に家老に就任した戸田播磨守忠尊のことである。

△延宝三年▽ 閏四月三日 小雨下

御納戸口へ美作守出座、

金五両宛

右、宇治へ被遣候付て為御暇、右之通被下之由、美

右之通被下之由、壹岐守、柏屋八兵衛へ被申渡（甲府日記七）

日記には、茶壺使の目付衆に、家老から宇治の御茶師衆への書状を託したことが、随所に出てくる。書状の内容は御茶壺の個数確認と、御茶詰めの依頼が主だったことのようである。

△寛文五年▽ 四月六日 晴天

一石谷五右衛門殿へ、御家老衆より書状被遣之、是は今度宇治へ御茶詰ニ被參候付、此方より被遣候御壺之儀、御頼被成候由被申遣也、則宇治へ被遣候兩人

之徒目付ヲ、為御使被遣也（甲府日記三）

石谷殿とは、宇治御茶師衆の頭取でもあろうか。御茶壺とともに書状をも持參するのが、御茶壺使の主要な任務であった。

△同年▽ 五月二十九日 曇

一 宇治へ被遣候鶴・寅申・村雨・玉井、以上四壺、御茶道改之、宰領御徒目付田村十郎右衛門・富永五左衛門へ渡、則茶師共へ之書状八通、兩人へ渉之（甲府日記三）

ここで初めて、御茶壺四個の固有名詞が明らかになった。壺自体だけで鑑賞にたえうる名品であったと思われる。

△寛文十年▽ 四月十九日 晴・曇

一 宇治へ今度被遣村山五郎右衛門・永田善左衛門、御茶壺改、請取之罷出付、茶師共方へ家老中より、遣之書状六通右兩人へ渡之

この間に書状依託の記録はないが、おそらく毎年、書状は出されていたものと思われる。

△寛文十一年▽ 四月二十四日 晴、申ノ刻兩

一 宇治へ被遣候御目付、明後二十七日ニ発足仕ニ付、今日罷出、御茶壺例之通請取之茶師方へ、御家老中よ

り之書状六通、猶又、御代官役能勢又兵衛・神部左衛門方へ、御家老中より書状、箱中ニ粟津右近方へ之書状も入、当番之御目付衆へ渡之（甲府日記九）書状箱へはもうものの書簡が納められた。能勢・神部は宇治の代官であろう。粟津は何者か不明である。

△寛文十二年 五月六日 險、未刻より晴天 安田新五左衛門、改之請取、茶師方へ之状六通相渡候（甲府日記十）

例年、宇治へ持參する御茶壺は四個、御茶師衆への書状は六通であったようである。

△延宝三年▽ 閏四月十日 晴

一 宇治へ御壺ニ付參候御徒目付牧野孫七郎・高津作左衛門、奥詰座敷へ呼、御茶道衆御茶壺如例相改渡之、当十二日ニ発足之由付、如例宇治茶師方へ家老中より書状、今日御目付衆へ渡之、御茶壺數御茶道方注之、茶師方へ之書状數奉書之、留記之也（甲府日記十一）

奥詰座敷には茶道衆がいて、御使の徒目付兩人立ち合ひのうえ、御茶壺數と書状数を確認し、これを記録して

おくという、極めて嚴重な形式がとられていたことがわかる。

四 宇治への出立

四月に任命された宇治への御茶壺使一行は、諸準備整つたうえでいよいよ出発ということになる。宇治の新茶ができるあがる頃をみはからつて、出発の日が決められたようである。

△寛文五年▽ 六月一日 一時雨甚、巳後刻より小雨、及未刻晚景晴・陰

一 宇治へ為御茶壺幸領被下之御徒目付田村十郎右衛門・富永五左衛門、小人目付兩人、今日、當御地発足之由（甲府日記三）

この年の日記は、御茶壺道中の記載が順次詳細に記されている。御使に任命されたのは四月七日であった。その前日には宇治茶師石谷氏への書簡携達を命ぜられる。

△寛文六年▽ 五月八日 晴天、未後刻より雨、申刻より晴

一字治へ御茶壺持參之者、今早日御当地出參、御徒目

宇治の御茶師によつて茶詰めされた御茶壺は、今度は復路へ出立することになる。どの道を通つたか、日記には書いてないが、目指すは郡内谷村城であつたことだけは確かである。

△寛文五年▽ 七月十六日 快晴

一字治へ被遣候御徒目付富永五左衛門・田村十郎右衛門・御小人目付兩人、当四日ニ宇治発足、昨十五日甲州谷村ニ至、御茶壺四ヶ、玉井・寅申・村雨・鶴、

秋元但馬守殿家老安井五郎兵衛・高山甚五兵衛ニ相預ケ、仮手形請取、今日罷帰也、此方へ持参之通御壺數八ヶ、宗味・了心・道嘉・真作・仙州・三人立甫・宗以、各一ヶツ、相詰之候也、孚順・竹鷹・昧ト・青松、御台切一壺ツ、進上之也、則何レもより御家老中返礼云（甲府日記三）（寛文五年）

谷村の秋元但馬守裔知の家老衆に、仮の預かり証と引き換えに、御茶壺四個を預けた。他に通し壺（江戸へ直送の壺）八個と、家老衆へ返礼の四個が桜田屋敷へ持ち帰られた。

△寛文七年▽ 六月五日 曇天・南風、時々雨

一去頃宇治へ被遣候御徒田付山村五郎右衛門・牧野孫七郎、今朝帰府、御茶壺四、如例年甲州谷村へ預置之、秋元摂津守殿家來從之御壺預手形一通、右兩人持參仕也、右之手形、御茶道方へ相渡候由也（甲府日記五）

これは、すでに谷村へ預けて江戸へ帰ったときの記録である。但馬守は寛文五年に摂津守と改名していた。

△寛文十一年▽ 四月二十六日 晴

一宇治へ被遣候御徒田付山村十郎右衛門・石原十右衛門

甲府日記の大半は、家臣の賞罰や、一門の葬祭などの記事で埋まっている。御茶壺道中関係の家士たちへも、その都度褒賞を与えているが、ここでは特に、他藩である秋元家への謝礼の実際を取り出してみる。

△寛文五年▽ 十月十四日 晴・曇

一秋元但馬守殿へ河村権七郎被遣、是谷村へ御茶壺被差置、御満悦ニ被思召候付て也、并家来三人へ

時服一宛

高山左衛門

高山五兵衛

右、御茶壺肝煎申候付被下也、権七郎届之（甲府日記三）

右の三高山は、ともに秋元家城代家老衆である。時服とは四季に応ずる衣服のことだ、当時、朝廷・将軍・大臣などから、毎年春・秋（または夏・冬）臣下に賜つたといふ。

△寛文九年▽ 十月十二日 晴

秋元摂津守へ御使、坂部甚左衛門被遣之、是ハ谷村

門、今日帰参、御茶壺四、谷村ニテ秋元摂津守殿家來之者ニ預置也、御通候御壺八ツ、外茶師より進上之台切之御茶壺四到来也、但谷村より来候御茶壺預立甫・宗以、各一ヶツ、相詰之候也、孚順・竹鷹・昧ト・青松、御台切一壺ツ、進上之也、則何レもより御家老中返礼云（甲府日記三）（寛文五年）

証文ハ、御茶道方ニ預置く由也（甲府日記九）

御通しの御茶壺とは、谷村へ預けない壺（寛文五年のものと同じ）ということであろう。そのうえに宇治御茶師献上壺四個が加わるので、この年は合計十二個が江戸へそのまま運ばれたことになる。

次ぎの寛文十一年閏六月朔日の日記も、御徒田付の名前が変わるだけで、あとは全くこの年と同内容である。

△延宝三年▽ 六月三日 風雨

宇治へ被遣候御徒田付高津作左衛門・牧野孫七郎、御小人目付、今日帰参、御茶壺無恙郡内谷村へ相届預ケ置、秋元摂津守殿家來より預り手形取之來、茶道方へ渡之、御通之御壺も御数寄屋方へ渡之（甲府日記十一）

御通し壺を渡した御数寄屋方とは、御茶道坊主のことである。なお、郡内という名詞が使われたのは、この日記ではここが初見である。

六 秋元家老への謝礼

△御壺被差置、御満悦被思召候付て也、并御壺ニ付肝煎申ス三人之家來へ被下物

時服二宛

高山左衛門

高山五兵衛

高山甚五兵衛

右は甚左衛門、御使之序ニ届之（甲府日記四）

この年の記事も、御使が変わっただけで、他はすべて前年どおりである。ただ、領主但馬守の国名が摂津守と変わっている。

△寛文七年▽ 十月十一日 晴天

一秋元摂津守殿へ御使坂部甚左衛門、是ハ御茶壺甲州

谷村ニ御置被成候付、御礼之件也、摂津守殿家來三

人へ、谷村ニ御茶壺有之時分、万肝煎申候付被下物

覚

時服一

高山五兵衛

安中五郎兵衛

高山五兵衛

右之通被遣之、御使坂部甚左衛門、順序役之（甲府日記五）

これは、御使は変わらずに、秋元家老に一部交替がみ

える。高山五兵衛のどちらかは、甚五兵衛の誤記であろう。

△寛文八年▽ 十月十一日 晴

一秋元越中守殿へ御使右同人、是は御茶壺甲州谷村ニ
御置被遊候為御礼也、右同断付、越中守殿家来へ被

下物

時服一ツ、高山五兵衛

同 甚五兵衛

安中五郎兵衛

右、諏訪弥五左衛門、御使之次てニ渡之（甲府日記）

六)

△寛文九年▽ 十月十一日 曇

一秋元摂津守殿へ長野治兵衛被遣之、是は谷村御靈御
頼置、御満足思召候由、家来へ被下もの

時服一ツ、

秋元摂津守内

高山甚五兵衛

同 五兵衛

安中五郎兵衛（甲府日記七）

この両年も内容は前年までの踏襲であるが、文中から

は、肝煎というねぎらいの意味の語句が消えてしまつて

いる。また、寛文八年だけ、摂津守が越中守と国名が変わっているのも初見である。

△寛文十一年▽ 九月二十四日 晴天

一秋元摂津守殿へ御使酒井源兵衛、是郡内谷村ニ壺被
差置、満足ニ存候由御口上也、并摂津守殿家来之者

被下物

小袖式宛

同 甚五兵衛

安中五郎兵衛

右、源兵衛御使之序ニ勤役之（甲府日記九）

この年から下された物が小袖に変わった。小袖とは、本来礼服の大袖の下に着る衣で、絹製の筒袖であったが、この頃は袂も長くなり豪華なおしゃれ着に変わってきたという。

△寛文十二年▽ 九月十八日 晴

一秋元摂津守殿へ御使、是郡内谷村ニ壺被差置、満悦

被存旨御口上云々、河村權七郎勤之、摂津守殿家來

に下され物

小袖式ツ、高山五兵衛

同 甚五兵衛

右被下物、權七郎御使之序ニ勤之（甲府日記十）

△延宝二年▽ 十月九日 晴

一秋元摂津守殿へ御使河村權七郎、是領内谷村、御茶

壺被閣候為御礼也、右同断付て、摂州家来者へ被下

物

小袖一宛 高山五兵衛

安中五郎兵衛

町田佐左衛門

右届給候様ニと、摂州家来之者ニ、權七郎申置候由

（甲府日記十一）

河村は寛文十二年から再度の御勤めである。そのため
かどうか、今度は下された物を直接渡さず、秋元家来に依
頼しているところがおもしろい。なお、この年、町田が
家老職になっている。

以上、年々の記載文章が少しずつ変化しているのは、
書き手が毎年替わっているということだろうか。それぞ
れに個性があって楽しい。

筆者の結論は「一」である。この日記中に御茶壺に関して幕府が関与している記事が二箇所ある。

△寛文十一年▽ 四月二十四日 晴、申ノ刻雨

一宇治へ御茶壺に參候儀、公儀御壺之翌日発足可仕、
人馬翌日迄留置、此方御壺之御馳走仕由、御聞及候
間、左様無ニ之様ニ仕候様ニ、佐久間方へ御目付中
より可申遣旨（甲府日記九）

これは、前出「三 茶師衆への書状」の四月二十四日のものの別項である。

い。もしも出立予定の人馬があったならば、翌日まで待たせておいて、こちらの御壺は御馳走（準備）しているようとの知らせがあった。」ということであろう。

△寛文十二年▽ 九月十七日 晴

たのか。あるいは他の親藩もか。」
これは、この甲府日記だけでは解決できない。新資料の出現を待つしかなさそうである。

（都留市下谷二六〇四一）

一公方様へ明日御壺被献付て、今日御茶御試被遊御下
於御前備中守・播磨守ニ被下之、再御詰之御茶一包
宛被下之（甲府日記十）

これは、「明日、わが藩の御茶を公方様（四代將軍家綱）へ献上するので、今日、御試飲（お毒見）なさり、残りを家老方へ下付した」ということである。甲府藩では、毎年、将軍家へ御茶を献上するならわしがあったのかかも知れない。

これは明らかに、将軍家と甲府藩とが、別々に御茶壺道中を組んでいたことを示している。宇治市史だ「水戸・尾張・紀伊のいわゆる徳川御三家も、将軍家にならって御茶壺道中を行った」とあるが、おそらく、甲府・館林の両典（徳川家門大藩）も御三家みなに道中が認可されていたものと思われる。

そこで、新たな疑問がまた浮かび上がってきた。

「谷村へ預けたのは、甲府だけだったのか。公儀も預け